○　最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件（平成二十二年金融庁告示第百三十号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

改正後	改正前
（連結の範囲） 第三条　［略］ ［２・３　略］ ４　第一項及び第二項の規定にかかわらず、資産の運用のみを目的とする子会社等であるファンドであって、当該ファンドへの出資に係る信用リスクを持分に応じて負担することが法令（外国の法令を含む。）又は契約において明確に定められているもの（次項において単に「ファンド」という。）については、自己の持分に応じた部分を連結の範囲に含める方法により連結の範囲に含めて連結自己資本規制比率を算出することができる。この場合において、自己の持分に応じた部分を連結の範囲に含める方法を用いようとする最終指定親会社は、あらかじめその旨を金融庁長官に届け出るものとする。 ５　前項に規定する方法によりファンドを連結の範囲に含めて連結自己資本規制比率を算出したときは、その算出方法の使用を中断する旨をあらかじめ金融庁長官に届け出た場合を除き、これを継続して用いるものとする。	（連結の範囲） 第三条　［同上］ ［２・３　同上］ ［項を加える。］ ［項を加える。］
（比例連結） 第九条　金融業務を営む関連会社等（保険会社等を除く。以下	（比例連結） 第九条　金融業務を営む関連会社等（保険会社等を除く。以下

この条において同じ。）について、次に掲げる要件の全てを満たす場合には、第五条第二項、前条第六項から第十二項まで及び次条第二項の規定にかかわらず、第二条各号及び第二条の二第一項の算式において当該金融業務を営む関連会社等（以下この条において単に「金融業務を営む関連会社等」という。）を比例連結の方法（会社の資産、負債、収益及び費用のうち当該会社に投資している最終指定親会社等に帰属する部分を連結の範囲に含める方法をいう。以下この条において同じ。）により連結の範囲に含めて連結自己資本規制比率を算出することができる。この場合においては、金融業務を営む関連会社等に対する投資については、連結財務諸表規則第十条第一項本文の規定にかかわらず、持分法を適用しないものとし、金融業務を営む関連会社等は連結子法人等とみなす。

一　金融業務を営む関連会社等に投資を行う二以上の法人等（以下この項において「共同支配会社」という。）が共同でその事業の支配を行うために投資及び事業に関する契約を締結していること。

二　共同支配会社が前号に規定する投資及び事業に関する契約に基づき、当該共同支配会社の金融業務を営む関連会社等に対する保有議決権割合に応じて共同でその事業の支配及び運営を行っていること。

三　共同支配会社の金融業務を営む関連会社等に対する保有議決権割合がいずれも百分の二十以上であること。

四　金融業務を営む関連会社等を関連会社等とする最終指定

この条において同じ。）について、次に掲げる要件の全てを満たす場合には、第五条第二項、前条第六項から第十二項まで及び次条第二項の規定にかかわらず、第二条各号及び第二条の二第一項の算式において当該金融業務を営む関連会社等を比例連結の方法（会社の資産、負債、収益及び費用のうち当該会社に投資している最終指定親会社等に帰属する部分を連結の範囲に含めて連結自己資本規制比率を算出することができる。この場合においては、当該金融業務を営む関連会社等に対する投資については、連結財務諸表規則第十条第一項本文の規定にかかわらず、持分法を適用しないものとし、当該金融業務を営む関連会社等は連結子法人等とみなす。

一　当該金融業務を営む関連会社等に投資を行う二以上の法人等（以下この項において「共同支配会社」という。）が共同でその事業の支配を行うために投資及び事業に関する契約を締結していること。

二　共同支配会社が前号に規定する投資及び事業に関する契約に基づき、当該共同支配会社の当該金融業務を営む関連会社等に対する保有議決権割合に応じて共同でその事業の支配及び運営を行っていること。

三　共同支配会社の当該金融業務を営む関連会社等に対する保有議決権割合がいずれも百分の二十以上であること。

四　当該金融業務を営む関連会社等を関連会社等とする最終

親会社が当該最終指定親会社の金融業務を営む関連会社等に対する保有議決権割合を超えてその事業に関して責任を負うべきことを約する契約その他これに類するものがないこと。 2　前項の規定により金融業務を営む関連会社等を比例連結の方法により連結の範囲に含めて連結自己資本規制比率を算出しようとする最終指定親会社は、あらかじめその旨を金融庁長官に届け出るものとする。 3　第一項の規定により金融業務を営む関連会社等を比例連結の方法により連結の範囲に含めて連結自己資本規制比率を算出したときは、その算出方法の使用を中断する旨をあらかじめ金融庁長官に届け出た場合を除き、これを継続して用いるものとする。	指定親会社が当該最終指定親会社の当該金融業務を営む関連会社等に対する保有議決権割合を超えてその事業に関して責任を負うべきことを約する契約その他これに類するものがないこと。 ［項を加える。］ 2　前項の規定により金融業務を営む関連会社等を比例連結の方法により連結の範囲に含めて連結自己資本規制比率を算出したときは、その算出方法の使用を中断する旨をあらかじめ金融庁長官に届け出た場合を除き、これを継続して用いるものとする。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	